

令和2年度第2回 北海道障がい者就労支援推進委員会

議 事 録

日時：令和2年8月27日（木）13：30～15：30

場所：道民活動センターかでの2、7 1030会議室

1 開会（13：30）

事務局（相馬課長補佐）

- 令和2年度第2回北海道障がい者就労支援推進委員会を開催いたします。司会を務めさせていただきます。北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長補佐の相馬でございます。よろしくお願いいたします。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。本日の委員会ですが、委員19名のうち2分の1以上の16名のご出席をいただき、北海道障がい者条例第38条に規定する成立要件を満たし、委員会が成立していることを報告します。

次に資料の確認をさせていただきます。まず次第、出席者名簿、配席図。配布資料につきましては、資料1から資料7までを配布させていただいております。ご確認願います。落丁・不備等がございましたら事務局へお申し出ください。

本日の会議終了時刻は15時30分を予定しておりますことをあらかじめご連絡いたします。

それでは、ここからの進行につきましては、橋本会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

橋本会長

- こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

早速ですが、報告事項ということで説明させていただきたいと思います。

今回の委員会では、第5期北海道障がい福祉計画の数値目標の達成状況と、工程表の実績を報告したのち、第6期北海道障がい福祉計画について、前回協議していただいた推進項目と施策、成果目標の文言と数値目標について審議をしていただくこととなります。

それでは次第に沿って説明させていただきます。事務局の方からお願いいたします。

2 報告（13：35）

事務局（原田主事）

- 障がい者保健福祉課の原田です。

私からは、第5期北海道障がい福祉計画の数値目標と工程表実績についてご説明いたします。まず資料1をご覧ください。

こちらは、第5期計画の数値目標の達成状況に関する資料です。皆様に事前にお送りした資料から就労定着支援事業による職場定着率に関する記載が増えております。

一般就労移行の関係と、裏面の4項目については、実績の集計後に検討し、次回書面開催を予定しております、第3回委員会でご報告する予定です。

1項目ずつご説明いたします。まず、就労定着支援事業による職場定着率ですが、こちらは就労定着支援事業所による支援を開始した日から1年後の就労定着率を求めることとなっており、平成30年度中には実績が出ておりませんでしたので、実績は令和元年度からと

なります。平成30年4月から31年3月までに利用を開始した方を総利用者数として、利用開始日の翌年度同日で、離職していない方の全体に占める割合を就労定着率としています。実績は、令和元年度で87.32%と目標値である80%を達成しており、令和2年度においても目標を達成する見込みとなっております。

次に就労継続支援B型事業所における平均工賃の月額ですが、令和元年度実績は19,078円で、昨年度比で112円増加していきまして、基準年度である平成18年度からの伸び率は24.6%と増加傾向にあります。ただ、後ほど資料3でご説明しますが、1月あたりの総利用時間が短い方が増えてきておりまして、事業所全体の工賃月額の伸びは若干抑えられています。令和2年度での目標達成見込みについては未達成の見込みとなっております。

工賃向上計画を策定する事業所の割合ですが、令和元年度実績は89%となっております。30年度から若干減少しております。ただ、これについては、平成30年度が計画見直しのタイミングであり、その後新設の事業所などが増加したことによる割合の減少です。ですので、次回の見直しがある令和3年度には、また割合は増加すると思われます。令和2年度については見直しの直前ということもありまして、目標については、未達成の見込みとなっております。

企業認証制度の登録企業数ですが、延べ登録企業数は245社と目標値を超えていますが、雇用率などの認証基準に係る取り組みに該当しなくなるなど、登録から外れてしまった企業も多くありまして、令和元年度末登録企業数は189社に留まっております。これに関しましては増加率に波があることから、令和2年度中の目標達成については不明としております。

優先調達方針を策定する市町村数ですが、令和元年度末時点で154市町村。未策定の市町村については、現在も個別に資料を送付するなどの対応を行っておりますが、令和2年度末時点では、目標未達成の見込みとなっております。

裏面ですが、障がい者に対する職業訓練の受講者数、福祉施設から公共職業安定所への誘導者数、福祉施設からナカボツセンターへの誘導者数、公共職業安定所における福祉施設利用者の支援者数。この4項目については令和元年度実績の集計後に、目標達成の見込み等について、北海道障害者雇用支援合同会議の構成機関であります、北海道労働局様、札幌市障がい福祉課様、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道障害者職業センター様、高齢・障害者業務課様、北海道庁経済部雇用労政課、産業人材課へ協議を行いまして、次回書面での開催を予定しております第3回委員会でご報告をさせていただきたいと思っております。

次に、資料2ですが、こちらは現計画の柱となる4項目について、実績を整理したものです。

(1)の2の働く障がい者に対する企業・行政の応援について。この中で、今年は授産製品の販売会はまだ行えていないのですが、メルマガについては毎月配信しております。また、販売会については10月にアリオで開催予定となっております。現在参加事業所を募集しており、11事業所から応募がありました。

他の項目については後ほど目を通していただければと思います。

続きまして、資料3と4、令和元年度の工賃実績についてご説明いたします。

先ほどもお話ししましたとおり、B型事業所の実績値は19,078円です。

項目4の施設種別ごとの工賃分布をご覧ください。工賃域ごとに三本の縦線が並んでおり、一番右の薄いピンク色がB型事業所の事業所数です。見ていただければわかるとおり、

1万円以上1万5000円未満が最も多く、5000円以上1万円未満が続いております。それに対して3万円以上の事業所数も合わせて125事業所ありまして、一部の事業所が工賃水準引き上げている状況です。ただしこれについても、項目5のB型事業所の平均工賃分布を見ていただければわかりますが、平成18年度の分布図では、5000円以上1万円未満の事業所が最も多く、着実に工賃水準は伸びてきていることがわかります。

続いて資料4、こちらは平成18年度からの工賃の推移です。

平成30年と令和元年度伸び率の比較について、支払延べ人数の伸び率が7.6%、工賃支払総額の伸び率が8.3%となっており、この差が工賃の伸び率となっております。

また、この支払延べ人数は月額であり、1人の利用者が月に1回以上通った場合を1人として実績としたもので、時間額延べ人数、1人の利用者が1時間作業した場合を1人として実績を評価した場合には、伸び率は5.7%となっており、月額の伸び率よりも低い水準となっております。

このことから、1月あたりの総利用時間が短い方の割合が増加していることを示しており、これも平均工賃が伸びにくい原因ではないかと考えられます。

以上で、2の報告を終了させていただきます。

橋本会長

- はい、ありがとうございます。それでは資料1~4についてご報告いただきました。質問・意見等ございましたらお願いいたします。
明井委員、お願いします。

明井委員

- 資料1の裏面で、第5期計画の数値目標の達成状況について、障がい者に対する職業訓練の受講者数の職業訓練というのは、職業センターでの準備訓練などではなく、教育給付金などが出るようなものでしょうか。どういった職業訓練を指すのでしょうか。

産業人材課（狩野主幹）

- 北海道経済部労働政策局産業人材課の狩野と申します。
当産業人材課ですが、公共職業訓練を所管しており、道内に8ヶ所ある高等技術専門学院と砂川にある障害者職業能力開発校での訓練、民間訓練機関に委託した訓練などを統括しております。当課所管の障がい者の方への職業訓練は、砂川の障害者職業能力開発校での訓練、函館・旭川等の高等技術専門学院での訓練、民間委託訓練があります。
また、特別支援学校などから、障がい者の方々に、高等技術専門学院にも入校していただいております。

橋本会長

- 他になにかございますか。
集計中の部分については、次の書面会議の時に報告がされるとのことでしたので、そちらで確認していただければと思います。よろしくお願いいたします。
では、続きまして第6期計画の素案について事務局からお願いいたします。

3 審議（13：45）

事務局（及川主査）

○ 事務局の及川と申します。よろしくお願ひいたします。

私からは、資料5、6、7につきまして、第6期計画の素案、事務局のたたき台と数値目標等について説明させていただきます。

まずは資料5の説明に入る前に、資料6と7の説明をさせていただきます。

資料6ですが、こちらの資料につきましては、先ほど事務局の原田から資料1で説明しました内容と同様のもので詳細については割愛いたしますが、平成27年度からの暦年で目標値に対する実績数値を記載しております。

次に資料7ですが、こちらも同様に目標値に対する実績値。それに加えて、空欄部分はまだ集計中ですが第6期計画の目標値案、目標値の設定の考え方を記載しております。先ほども報告いたしましたとおり、集計中の項目もございますので、次回の委員会までに各項目を整理・記載し、目標値について最終的な審議をいただきたいと思ひます。

本日は、「目標案の設定の考え方」について、審議いただきたいと思ひます。

それでは資料5-1の説明をさせていただきます。左側の欄が「第5期北海道障がい福祉計画」、真ん中の欄が次回「第6期北海道障がい福祉計画」のたたき台、素案を記載させていただきます。

赤字の部分が変更部分となっており、1ページ目では、年度と実績値の修正を行っております。赤の点線で記載している部分は現在集計中の項目です。

2ページ目も同様に、特別支援学校の進路状況の実績値を修正し記載しております。3ページ目も同様に第6期計画に修正しております。

5ページ目ですが、これまでの第5期計画では「授産事業」という文言を使っておりましたが、障害者総合支援法の改正に際して、「障害福祉サービス事業」という文言に置き換えられておりますので、文言整理をさせていただきます。

6ページ目ですが、同様に文言整理をさせていただきます。赤字の3つめですが、「障がいがある人を雇用している企業等（以下「障害者就労施設等」という。）」と記載しておりますが、こちらは、障害者優先調達推進法で障がい福祉サービス事業者、障がい者を多数雇用している企業等、テレワーク等の個人事業主などを含めて「障害者就労施設等」と定義されておりますので、文言を置き換えさせていただきます。同様に7ページもそれに倣って修正しております。

11ページに飛びまして、下の部分、「大学在学中からの就労支援」ですが、こちらは国の基本指針に基づいて追加させていただいた項目です。前回の会議でも項目名だけを示させていただきましたが、その時には大項目でいうところの「（3）多様な就労の機会の確保」に記載をさせていただきましたが、今回、事務局からの提案として、この「（2）一般就労の推進」という大項目へ記載したく、提案をさせていただきます。

戻りまして「大学在学中からの就労支援」ですが、こちらは国の基本指針に基づいて追加した項目ですが、備考にも書いてあるとおり他会の意見として、この「大学在学中」という文言を「高等学校及び大学在学中」とすべきではないかとの意見が出ました。それを受けて、文章中に、「特別支援学校等中等教育機関及び大学等高等教育機関」と、すべてを網羅するよう記載をさせていただきました。

12、13ページは文言整理のみとなります。

続いて「(3) 多様な就労機会の確保」という項目の変更部分です。14 ページになります。こちらで国の基本指針に基づき、「農福連携促進事業」ということで、就労継続支援事業等における農福連携の取り組みが進むよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所等に対する支援を進めます、という項目。

次に「高齢障がい者に対する就労支援」ということで、高齢障がい者の社会参加や、就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援B型事業所等による適切な支援を実施するとともに、高齢障がい者のニーズに応じて、他のサービス事業に適切につなぐことができる体制づくりに努めます、というこの2つの項目を追加しております。

続く 14、15、16 ページは先ほど同様に文言整理を行いました。

資料 5-2 に移らせていただきます。

1 ページ目、基準年度を令和 5 年度と変更させていただいております。

2 ページ目ですが、「一般就労への移行者数」。こちらは先ほどご説明したとおり集計中の実績が出ておりません。ただし、目標設定の考え方として備考欄に令和元年度実績の 1.27 倍と記載させていただいております。こちらは国が基本指針で設定している数値と同じものです。

また(2)につきましても、国の基本指針で削除されており、新たに、次の 3 ページ目で「各事業の一般就労移行者数」ということで、置き換えがあり、項目としては、下の表を見ていただければと思いますが、「就労移行支援事業が令和元年度実績の 1.30 倍を基本とする」「A型事業所については 1.26 倍、B型事業所については 1.23 倍を目指す」ということで、これらの項目を満たすことで、全体の 1.27 倍という設定の考え方となっております。

4 ページの(3)ですが就労定着支援事業に関するもので、新たに項目立てがあり、「就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち就労定着支援事業を利用する割合を 70%」と「事業所全体のうち、就労定着率 8 割以上の事業所の割合を 70%」と目標値を設定させていただきました。

この就労定着率ですが、過去 3 年間の総利用者のうち、前年度末時点での就労定着者数の割合ということで国の基本指針と同様の計算方法としています。

続いて「(4) 福祉的就労に関する目標」ですが、他の項目に準ずるよう文言整理しまして、先ほどは障害福祉サービス事業所と記載しましたが、工賃に限定しておりますので、就労継続支援B型事業所と変更させていただいております。

次に下の表ですが、同様に文言整理と実績の基準年度について記載しております。6、7 ページも同様に修正させていただいております。8 ページ目は修正がありません。

事務局からの説明は以上です。

橋本会長

○ ありがとうございます。第6期北海道障がい福祉計画の素案について、事務局からご説明をいただきました。

資料 5-1、5-2 の文言、資料 6、7 の表、ボリューム的には結構ある内容ですが、まだ実績も出ていない項目もあるので、国の指針・基準に基づいた数字に加えて、北海道の実情に応じて調整する部分も出てくると思います。そのあたりも含めて質問や意見をいただければと思います。

高谷委員お願いします。

高谷委員

○ 教えていただきたいところがあります。資料 5-1 の 6 ページ。

この中段の上の方に「障害福祉サービス事業所（就労継続支援事業所や生産活動を行う地域活動支援センター等）」の次ですが、「障がいのある人を雇用している企業等（以下「障害者就労施設等」という）」となっておりますが、これは「一般企業も含めて、障がい者の就労施設という」と定める意味合いで理解していいのかというのが1つです。

そうすると、優先調達推進法に基づいたということなので、「道民一人1アクション」のところが「企業等による障がいのある方の雇用や障害者就労施設等への優先発注等」となっているため、雇用創出を推進して、障がいのある方を雇い入れている企業に優先発注をしていくのかという確認が2つ目です。

それから3つ目、下から2つ目の項目が、「障害者就労施設等の製品の販路拡大を図る」となっているため、障がいのある方を雇用している企業の製品の販路を拡大する取り組みを行うと理解しましたが、それで間違っていないかどうかを教えてくださいと思います。

事務局（原田主事）

- 1つ目の障害者就労施設等という文言の意味合いとしまして、厚労省から出ております優先調達推進法の通達の方にも記載がありまして、障がい福祉計画の文中からいきますと「障害福祉サービス事業所」から始まって、「障がいのある人を雇用している企業等」までを含めて障害者就労施設等と定義しております。

事務局（及川主査）

- 補足いたしますが、障害福祉サービス事業は就労継続支援事業所と生産活動を行う地域活動支援センターのことです。

障害者就労施設とは、民間企業、障がい者を多数雇用している企業もそうですが、特例子会社として障がい者就労施設を作る場合もあります。そういったところも民間企業として登録されておりますので、対象に含まれているということと、先ほどテレワークと説明したのですが、在宅支援の事業所や個人で在宅事業をされている方もいらっしゃいます。そういう方をすべて含めて、障害者就労施設等と規定しております。

3つ目も、そういった施設の販路拡大を行いますという意味合いで、該当の民間企業はすべて含まれていると考えていただいて結構です。

橋本会長

- 高谷委員、よろしいでしょうか。この文言自体を変更するのではなく、今の説明で大丈夫でしょうか。

高谷委員

- はい、大丈夫です。障がいのある方の販売会などに企業も参加して構わないという解釈になるのかと思い質問をさせていただきました。

橋本会長

- それでは今村委員お願いします。

今村委員

- 稚内市職親会の今村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私ども職親連合会としての考え方はいつも、一般就労を受け入れている企業に、入札や随意契約の時に、少しでも顔を向けていただければというスタンスで発信しております。

ただし、展示会や物販会を行うときに、「ぜひ、一緒にやりませんか」という声かけがあ

れば一緒にやっという気持ちはありますが、こちら側から入って行ってということは想定しておらず、一般就労で障がい者を受け入れている企業にも目を向けて欲しいという働きかけをずっとしているところです。

それとは別の話で2つほど質問があります。

まず「大学在学中からの就労支援」で、別会で高等学校及び大学在学中という文言を入れたほうが良いという意見があり、文章のほうにも入っておりますが、項目名と文章の内容に食い違いが発生しているように思いますので、もしもこの案のとおり、特別支援学校等中等教育機関及び大学等高等教育機関という文言を入れるのであれば、項目名でも中等教育機関について触れられればと思ったのが1点目です。

2点目は、「水福連携」についてです。「農福連携」については第6期計画に書かれていますが、「水福連携」の記載はありません。昨年度、稚内市職親会でも水福連携に関わらせていただいたこともあり、第5期障がい福祉計画の工程表実績の中にも「人手不足が深刻な地域の水産加工業～」という記載がありましたので、お聞きしたいのは水福連携について、第5期計画で推進した実績の手応えがどうだったのかということと、第6期計画の中に水福連携という文言が入らないことについての見解があればお願いしたいと思います。

橋本会長

○ ありがとうございます。

1点目は11ページの「大学在学中から就労支援」のところの文言、追加についてどうかということと、2点目は14ページの農福連携のところに水福連携は入らないのかということ。これについては私も質問をさせていただこうと思っておりました。これらについて事務局から、説明等いただけますでしょうか。

事務局（及川主査）

○ まず、農福連携・水福連携の報告をさせていただきます。

第5期計画の中で、農福連携事業も長く実施しており、水福連携事業も昨年度から実施しておりました。これ（水福連携）は国の地域活性化雇用創造プロジェクトという交付金を使って実施しております。

水福連携の昨年度の実績として、道内の水産事業所にアンケート調査を実施し、雇用に向けたマッチングを行い、5名の雇用を創出しました。

そして、意見として「農福連携」だけではなく、「水福連携」を加えてはどうかということですが事務局で一度検討させていただいて、次回までに提案をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

「大学在学中からの就労支援」についても検討の上、次回までにご回答させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

橋本会長

○ ありがとうございます。「大学在学中からの就労支援」という部分の文言、それから14ページの農福連携・水福連携について、北海道としても実績のあるところですから、ぜひ前向きに検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。松岡委員、お願いします。

松岡委員

○ 北海道社会福祉協議会の松岡です。私も 14 ページの農福連携の部分です。

2 点あります。1 つ目は、文言ですが、項目名が「農福連携促進事業」となっております。これはまさに、私ども道社協を含むコンソーシアムで北海道から受託している委託事業の事業名ですが、他の項目を見ますと、“機会の確保”や“普及促進”という文言になっており、そこは次元をそろえた方がよいのではないかと思います。例えば「農福連携促進事業」であれば「農福連携等の促進」など、そろえた方が適切かと思えます。

2 点目は、今村委員と重なりますが、この文章の書き方です。国の基本指針に基づいて追加となっており、国の基本指針では確かに農福連携について記載してはどうかとありますが、その前段として、国が「農福連携等推進ビジョン」を策定していて、その結論としては、「農」も「福」も広がり推進すべきとなっております。「農」の広がり、「福」の広がりとして、「福」の広がりには、障がい者だけでなく、高齢者・生活困窮者・引きこもりの人のような、障がい者福祉だけでなく地域福祉も射程に入れようとなっております。それは今日のこの場では関係ありませんが、「農」の広がりということで、まさに「水福連携」や「林福連携」が言葉としても出てきています。「水福連携」はまさに障がい者保健福祉課でも委託事業「地場産業障がい者就労促進事業」によって水福連携の推進をされておりますし、あと「林福連携」についても夕張市や標茶町社会福祉協議会などで道内でも取り組みが始まっており、それらの文言も入れた方が、より北海道らしい計画になるのではないかと思います。

橋本会長

○ ありがとうございます。事務局からお願いします。

事務局（及川主査）

○ ご説明いただいたことにつきまして同様に検討し、回答させていただきたいと思えます。

橋本会長

○ 松岡委員、よろしいでしょうか。

「水福連携」や「林福連携」、あとは言葉、細かいところですが取り組みがわかるような内容を事務局で検討いただくようお願いします。

他にいかがでしょうか。佐々木委員、お願いします。

佐々木委員

○ 中小企業診断協会会員の佐々木です。

計画の最後に数値目標というのがあって、その一覧表がこの資料 7 かと思えますが、その理解でよろしいかというのが 1 つ。

もう 1 つが、既存の部分については新しい成果目標ということでいいと思いますが、例えば「農福連携」や「大学在学中からの就労支援」という新しく加わったものについては、数値目標を検討するべきものなのか、それとも数値目標を設定することが馴染まないのか。例えば、文章だけでもわかりますが、数値目標があればより具体的に事業に取り組むのかと思うので、どういう判断なのかというのをお聞きしたいと思えます。

事務局（及川主査）

○ まず資料 7 ですがおっしゃるとおり、文章中の目標値を整理し示させていただきました。

また、この目標の設定の考え方などを記載しております。

農福連携などの目標値についてですが、文章中に記載したのは事業を進めていくという方針であり、各項目の目標値の設定というのは、難しい部分があります。

道の事業としては、各事業についてアウトプットやアウトカムを設定するようになっており、情報公開もして、ホームページに全て掲載されております。

この計画の中では数値目標は盛り込んでおりませんが、事業ごとには数値目標も設定されているというのが実情です。

橋本会長

○ これはどうなのでしょう。委員会として、計画に目標値を記載すべきなのか、それとも事業毎、年度毎に目標値を設定すべきで、計画に書くのは馴染まないものなのでしょうか。

事務局（遠藤課長）

○ 事務局の遠藤です。確かに計画で全部網羅できるのが一番なのですが、実は、道としても「農福連携」「水福連携」、あと「大学在学中の就労支援」もそうですが、数値を出せるほどの検証などが十分にできていない状況です。

そのため、第6期計画で目標数値を設定できる状況にないため、今後の宿題にさせていただきたいと考えております。

橋本会長

○ 数字を設定するにも、実績などがしっかりと積みあがった上でということで、今回は難しいということですね。佐々木委員よろしいですか。

他にはいかがでしょうか。茂森委員、お願いします。

茂森委員

○ 2点、質問があります。

1点目は、資料5-1の15ページ、単純な文章の問題ですが、「収益力の向上」の4番目ですが、ここで「障害福祉サービス事業所において」という文言がありますが、この項目内の「マーケティング手法等も取り入れて、市場ニーズの調査や製品等の評価を行い」というのは行政等が担う部分なのか、それとも事業所が行うのか、主語がこの文だけでは読み取ることができませんでした。

これの上の項目を見ると、例えば「研修を行う」や「連携体制づくりを推進する」、「経営手法を照会する」など、いずれも行政機関等が行われることかと思えます。そうすると4番目の「評価を行う」というのも障害福祉サービス事業所以外のところが何かしらのサポートとして行うのか、というのが1点目の質問です。

それから2点目の質問として、前回に引き続きになりますが、資料5-2の5ページ目、平均工賃の目標額について、過去にも議論の経緯があったということで理解しましたが、平成18年度の15,000円から13年間掛けて3千数百円の増加となると、目標額へ達するためには40年かかる計算となります。

40年後の目標を立てるのでも良いのですが、そうすると、この目標額30,610円を設定するにあたってかなり重たい意味があって、この数字になったという考え方の整理が必要かと思えます。

例えば、障がい者年金に+3万円くらいあれば、それなりの生活ができるとか、或いは3万円くらいあれば、最低賃金の半分くらいの時給単価になるなど、そういった考え方の整理

があるのであればこの目標でも良いと思います。ただ、平成18年度の2倍というだけでは単純には理解できないと思われます。

この2点について質問をさせていただきます。

橋本会長

○ 事務局からよろしいでしょうか。

事務局（原田主事）

○ まず、2点目の工賃についてから説明をさせていただきます。

この目標数値30,610円については平成26、29年度の委員会でも話し合われてきた経過があります。この中で、おっしゃるとおり障害年金と30,610円、合わせて約10万円というのを、北海道地域で生活ができるだけの収入として、この約3万円という数字を設定させていただいております。

右側の過去の経緯に記載しております平成26年度就労支援推進委員会の、部会ですが、ここで一旦事務局から2万円という案を出させていただきました。

その際、委員の方からご意見があり、すでに目標を達成している事業所もあり、更にこれまで3万円という目標で工賃向上を進めてきた事業所から見ると、急に目標を下げられてしまうのは、北海道からはしごを外されたと認識されるのではないかという意見があり、安易に目標値を下げるのではなく、到達すべき目標として30,610円という目標を設定すべきということで、決をこの時にとりまして、多数意見として2万円に下げるのではなく、30,610円を維持して、目標値達成に向けて、工賃向上計画を進めていこうという結論に至った経緯があります。工賃の説明としては以上となります。

事務局（遠藤課長）

○ もう1点目、15ページ「マーケティング」の部分までかかるのかどうかというところですが、道としては北海道社会福祉協議会に委託しております指定法人事業、障がい者就労支援センターで中小企業診断士の方に商品の磨き上げやニーズ調査なども含めマーケティングなど、指導をさせていただいており、当然ここは「かかる」と記載しております。

橋本会長

○ 茂森委員、よろしいでしょうか。

茂森委員

○ 「かかる」というのは「障害福祉サービス事業所が行う」という認識でよろしいですか。

事務局

○ そのとおりです。

橋本会長

○ ありがとうございます。マーケティング手法を取り入れることで工賃の向上にも繋がる部分かと思えます。

松岡委員、よろしいですか。

松岡委員

○ おっしゃるとおり道から受けている部分です。それでいえば、主体は道ということになる

と思います。そして道が主体なのであれば「障害福祉サービス事業所において、」の「、」がない方が文章としてすっきりするのではないかと考えます。

「障害福祉サービス事業所において市場ニーズに対応した～市場ニーズ調査や製品等の評価を行い」となり、それは他の項目と同様に道で行うことであり、具体的な手法としてはセンターでこのように取り組んでいるという意味になると思われます。

事務局（遠藤課長）

○ 主語について、ということでしょうか。

松岡委員

○ この項目について、事業所が自主的にやるべきなのか、それとも北海道がサポートしますということなのか、評価を行う主体は誰なのか、事業所なのか道なのか、道であればセンターがサポートするのか、そういった意味での主語はどこなのかという質問と思います。

事務局（遠藤課長）

○ 道としては道社協を指定法人として事業所を支援する立場にあります。

松岡委員

○ それであれば主体は道ということになるため、「、」はないほうがよいのではないかと思います。

橋本会長

○ 「、」があることによって事業所が市場ニーズ調査や製品等の評価を行うというように見えるということだと思います。

事務局（遠藤課長）

○ 記載に関してのことですので、一度持ち帰って考えます。

橋本会長

○ 主体に関しては道であるという確認ができたので、今後、これに関しては文言整理をしていただけることと思います。

高谷委員、お願いします。

高谷委員

○ 確認です。資料5-1の14ページですが、先ほどの工賃3万円を掲げた時の記憶ですが、14ページの「福祉的就労の底上げ」の【推進の視点】というところで年金と工賃で生活が可能になるように、総合的な支援と向上を図っていくということを計画の中にしっかりと書かれたと思っておりました。それでよろしいですね。

「（４）福祉的就労の底上げ」の【推進の視点】のところに第5期であれば、「一般就労が困難な障がいのある人が工賃（賃金）と障害基礎年金などの社会保障給付により、地域で経済的に自立した生活が可能となるよう福祉的就労における工賃等の向上を図るため、授産事業所に対する民間ノウハウを活用した総合的な支援が必要です。」と書いてあり、それを受けて、工賃向上を目指した取組と工賃目標の設定があると理解をしていたので、先ほどの工賃目標額の説明についてはすでに計画自体がそのようになっていると私は解釈していたのですが、それでよろしいでしょうか。

事務局（遠藤課長）

- それで間違いありません。【推進の視点】というのは国から明確に示されるもので、それを踏まえて10万円程度がという議論がこれまでにこの委員会で何度も話されてきたことであります。

橋本会長

- ありがとうございます。これで工賃の目標値についても本文中と繋がるようになるのかと思います。
他にいかがでしょうか。近藤委員、お願いします。

近藤委員

- いつもお世話になっております。近藤です。
資料5-1の14ページ「高齢障がい者に対する就労支援」のところで確認だけしたいのですが、文言の後半の部分「高齢障がい者のニーズに応じて、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制づくり」という部分なのですが、この「他のサービス」には就労だけではなく、例えば生活介護なども含めたニュアンスになっているのか、どうなのかを確認させていただければと思いました。（3）多様な就労機会の確保という区分の中だとは思いますが、就労以外も含めてなのかどうなのかの説明をお願いできればと思います。

橋本会長

- 事務局からお願いします。

事務局（遠藤課長）

- はい、国の指針の中で、これに関する記載があります。今後、障がい者の高齢化が進む中で、当然、高齢でも働ける方もいるので特性に応じて支援するよというのの一つ。
それと高齢化が進んで、働くのが難しい方も当然いらっしゃるので、生きがいなどの視点での取組も合わせて行うよという指針に示されておりますので、ここはご指摘のとおり、生活介護や地域活動支援センターなども含めたものと解釈します。

近藤委員

- ありがとうございます。
そうすると、例えば、指針に書かれているとお話がありましたが、推進の視点を見ると「働くこと」が中心で記載されているのかと思っておりまして、そこを広げてしまうと、計画の整合性がずれているように見えてしまうのではないかと感じました。もちろん、就労以外の必要がないという話ではないのですが、それに関しては、何らかの手立てが必要ではないかと、気になったので確認をさせていただきました。

橋本会長

- この点については、文言の加筆で対応するというところでよろしいですか。

事務局（遠藤課長）

- これに関しては悩んだ部分もあり、「多様な就労機会の確保」という項目にいれたのですが、内容的には次の「福祉的就労の底上げ」にも近い部分があります。ですので、指摘を受けて、一度持ち帰らせていただきたいと思います。

橋本会長

- こちらについても一度持ち帰って検討した上で次回の委員会にご提示いただけるということですね。

他にいかがでしょうか。なければ私から1点よろしいでしょうか。

資料5-1、1ページ目「(5)一般就労への移行状況」について、データがあるのかの確認です。2段落目ですが、「また、法定雇用率が適用される道内の民間企業(3,735社)の障がいのある人の実雇用率は2.27%であり、全国平均(2.11%)を上回っていますが、法定雇用率を達成している企業の割合は50.4%(1,883社)にとどまっております。」の次、「障がいのある人を一人も雇用していない企業は30.8%(1,153社)となっています。」、この一人も雇用していない企業について、全国の数字というのはいないのでしょうか。

北海道がとりわけ多いのか、それとも少ないのかというところです。

北海道労働局(横山雇用担当官)

- 北海道労働局の横山です。こちらは令和元年度6月1日現在の北海道の数値でして、全国の数値ももちろんございますので、後日、別途お示しすることはできます。

橋本会長

- 是非、全国的に多いのか少ないのかというのは上の部分では書かれていますが、こちらには書かれていないので、こちらにも書かれていた方がよいのではと思いました。

他にいかがでしょうか。出尽くしましたか。

では、数点要望も含めて、文言などの修正・検討も含めて次回示していただくということで、お願いしたいと思います。

4 その他(14:40)

橋本会長

- それでは続きまして、次第の4その他です。
北海道障害者職業センター様から、よろしいでしょうか。

三上委員

- 北海道障害者職業センターの三上と申します。
貴重なお時間をいただきまして、また宣伝になりますが、この計画に直接貢献できるかはわかりませんが、私どもの支援を利用いただきながら就職の促進・離職をさせないための各種事業をさせていただいております。お手元に令和2年度北海道障害者職業センター利用説明会というリーフレットとリワーク支援のご案内というチラシをお配りさせていただいております。

利用説明会につきましては私どもセンターで各種支援の説明を予約制で行っております。これは利用をお考えの障がい者の方もそうですが、企業の皆様も「従業員を雇いたいんだけど、障がい者の雇用をやったことがないのでどのようなことを注意したらいいのか」なども含めまして、説明をさせていただくということで、参考までにつけてあります。

もう1点、リワーク支援のご案内ということで、現在お勤めの一般の方も含めて、メンタル疾患により休職をされている方が復帰を考える時に、元の仕事に就けるのかという問題があり、それを長くて3ヶ月間ですが、生活リズムの建て直し・就労の勘を取り戻す、先ほどは訓練という話もでしたが、訓練まではいかないけれども、実習を含めて講習などを

行い、まずは通っていただいて、生活リズムを取り戻した上で職場に復帰をする。離職をさせない・定着も大事なところなのかなと思っております。一度離職をしてしまいますとなかなか再就職というのは難しいです。特に障がい者の方は。ですので、来ている皆様にはお願いです。安易に離職を進めるのではなく、復帰も含めて、定着を勧めていただくと大変ありがたいと思ひまして、私どものセンターではリワーク支援を行っておりますので、周知・宣伝をさせていただければと思います。

貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

橋本会長

○ 利用説明会については企業の方が来ていただければ、来年度の雇用率増加にも繋がると思ひます。貴重な機会かと思ひますので、是非、周知をお願いします。

また、リワーク支援についてもメンタルヘルス問題に対して、これの積極的な利用がされればと思ひますので、合わせてお願いします。

他にいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

最後に事務局の方からお願いいたします。

事務局（相馬課長補佐）

○ 本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございました。

次回委員会は、後日書面での開催を予定しております。改めてご案内させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

5 閉会（14：45）

橋本会長

○ それでは以上をもちまして、すべての議題の方は終了をいたしました。定刻より少し早く終わります。速やかな進行、ありがとうございました。

それではこれもちまして、令和2年度第2回北海道障がい者就労支援推進委員会を終了します。どうもありがとうございました。

<出席委員>

【北海道障がい者就労支援推進委員会委員】

会 長	橋本 菊次郎	北翔大学教育文化学部心理カウンセリング学科 准教授
	鮎谷 由香	社会福祉法人札幌会札幌市社会自立センター 従業員
	石山 貴博	特定非営利活動法人精神障害者回復者クラブすみれ会 副理事長
	近藤 尚也	北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科 助教
	高谷 さふみ	くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん センター長
	松岡 直記	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 法人支援部長
	安宅 順子	一般社団法人北海道商工会議所連合会 総括調査役
	今村 仁泰	稚内市職親会 会長
	佐々木 恵一	一般社団法人中小企業診断協会北海道 会員
	茂森 実	株式会社ほくでんアソシエ 代表取締役社長
	横山 敏章	一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部 全道障がい者問題委員会委員長
	木下 健二	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 企画調整担当課長
	杉村 哲哉	厚生労働省北海道労働局職業安定部 職業対策課長
	三上 元彦	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 北海道障害者職業センター 所長
	明井 和美	特定非営利活動法人アシスト多機能型事業所あすあいむ 就労支援員